

1 基本的知識の習得

エステティック営業施設で業務を行うものは以下の衛生管理に関する知識を習得すること。

- ①病原微生物の基礎知識
- ②感染対策3つのポイント
 - 感染源
 - 感染経路
 - 健康管理
- ③スタンダード・プリコーション

2 衛生管理体制の構築

①衛生管理責任者

- ・開設者は施設ごとに衛生管理責任者を定め、エステティックが衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。
- ・開設者及び衛生管理責任者は常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者の施術をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで施術に従事させてはいけない。
- ・衛生管理責任者は、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうか等、健康状態を確認すること。
- ・衛生管理責任者は、毎日、エステティック営業施設の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- ・開設者は施設ごとに定めた衛生管理責任者に対して衛生管理に関する適切な研修を実施すること。
- ・衛生管理責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

②衛生管理実施に関するマニュアル

- ・開設者は施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。

3 衛生的取扱い

①手指衛生

- ・ 施術室内に従業員専用の手洗い設備を設けること。
- ・ トイレは隔壁によって施術室と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
- ・ 従業員専用の手洗い設備には消毒液を常備し、清潔に保つこと。
- ・ 手洗い設備は、流水装置とし、手洗いに必要な石ケン・消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- ・ 従業者は常に爪を短く切り、お客様 1 人ごとの施術前及び施術後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行う。
- ・ 手指の消毒は、流水を用いた衛生的手洗いを行った後、速乾性擦式消毒剤による消毒を行うこと。
- ・ 手指の消毒後は、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭き取ること。

②環境

- ・ 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
- ・ 石油、ガスを使用した燃焼による暖房器具または給湯設備は、密閉型または半密閉型が望ましい。
- ・ 施術室内の環境は以下のとおりとすること。

施術室内の室内環境		
照度	300LUX 以上	施術中の施術面 目安 30W 蛍光灯 2 本
二酸化炭素濃度	1,000ppm 以下	倦怠感、頭痛、息苦しさ等があったらすぐ換気
一酸化炭素濃度	10ppm 以下	軽度の頭痛を感じたらすぐ換気
浮遊粉塵	0.15 mg/m ³	清掃の徹底
室温	17~28℃	
相対湿度	40~70%	

③清掃

- ・ 施術室の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
- ・ 施設は必要に応じ補修を行い、1 日 1 回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。

- ・排水溝は、廃棄物の流出を防ぎ、排水がきちんと行われるよう、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃を行うこと。
- ・洗いは常に清潔に保持し、汚物が蓄積し、又は、悪臭等によりお客様に不快感を与えることのないようにすること。
- ・施術室内には、不必要な物品等を置かないこと。
- ・施術室内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
- ・施設内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く)、猫等の動物を入れないこと。
- ・施術室内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。
- ・器具類、布巾類、その他の用具類の保管場所は少なくとも1週間に1回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- ・照明器具は少なくとも1年に2回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。
- ・換気装置は定期的に点検・清掃を行うこと。
- ・トイレは常に清潔に保持し、定期的に殺虫および消毒すること。
- ・清掃用具は専用の場所に保管すること。

④器具及びタオル類の取り扱い

- ・適当な広さのタオルや器具等を消毒する洗い場を設けること。洗場は流水装置とし、給湯設備を設けること。
- ・器具類、布巾類及びタオル等を消毒する設備又は機材を備えること。
- ・皮膚に接する器具類の収納ケース等は、消毒済みのものと未消毒のものを区別すること。
- ・器具類及び布巾類は、十分な量を備えること。
- ・器材・器具類は常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
- ・洗浄および消毒済みの器具類は使用済みのものと区別して、清潔で乾燥した蓋付きの収納ケース等に保管すること。
- ・皮膚に接する器具類は、お客様一人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- ・皮膚に接する器具類は使用後に洗浄し、消毒すること。
- ・皮膚に接する布巾類は清潔なものを使用し、お客様一人ごとに取り替えること。
- ・使用後の布巾類は、洗浄剤を使用して適切に洗浄すること。
- ・お客様用の被布は使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。(白色又はこれに近い色で、汚れが目立ちやすい被布を使用することが望ましい)
- ・皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客様一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- ・感染症もしくはその疑いのある者又は皮膚疾患のある者を扱ったときは、施術終了後従業員の手指や使用した器具等の消毒を厳重に行うこと。

- ・エステティックの施術に電気及びガス器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認を受けた医薬部外品又は化粧品は、適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。
- ・営業施設内に浴室又はサウナ室を設ける場合には、公衆浴場法の規定によること。
- ・施術に伴って生ずる廃棄物はふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。

⑤消毒方法

皮膚に接する使用済み器具類は、使用後流水で洗浄し汚れを落とした後以下のいずれかの方法で消毒すること。消毒液を使用した場合、消毒後流水ですすぎを行うこと。

- ・煮沸による消毒 沸騰してから2分以上は煮沸すること。
※水に消毒する器具類を入れ加熱を始める。耐熱の器具類のみ。
- ・エタノールによる消毒
消毒用エタノールを含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭くこと。
- ・次亜塩素酸ナトリウムによる消毒
0.01%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 100～1000ppm)中に10分間以上浸すこと。
- ・紫外線照射による消毒
紫外線消毒器内の紫外線灯で、 $85 \mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。
- ・(蒸し器等の)蒸気による消毒
蒸気消毒器内が 80°C を超えてから10分間以上湿熱に触れさせること。(温度計により器内の最上部の温度を確認すること。)
- ・逆性石ケン液による消毒
0.1%～0.2%逆性石ケン(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)液中に10分間以上浸すこと。
- ・両性界面活性剤による消毒
0.1%～0.2%両性界面活性剤液(塩化アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩化アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸すこと。

⑥血液・体液の処理

血液・体液が付着した可能性のある器具類

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度 1000ppm)中に10分間浸すこと。

⑦吐しゃ物の処理

(1)使い捨てマスク、エプロン、手袋を装着

- ↓
- (2)ペーパータオルで吐しゃ物を覆い、上から 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液を振りかける。
- ↓
- (3)新しいペーパータオルで外側から内側に向けて吐しゃ物を除去し、ビニール袋に入れる。
- ↓
- (4)吐しゃ物を取り除いた床面にペーパータオルを広めに敷き詰め、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液を振りかけ、そのまま 10 分おいた後取り除き吐しゃ物を入れたビニール袋に入れる。
- ↓
- (5)0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸したペーパータオルで床面を拭く。
- ↓
- (6)新しいペーパータオルで水拭きする。

⑧その他の消毒

- ・間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて蒸気に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。
- ・エステティック施設の施設、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。

4 健康状態の把握

- ・従業者の健康状態は、毎日確認し、以下の症状がある場合は、受診させるなど適切な処置をとること。
発熱 嘔吐 下痢 腹痛 発疹 咳
- ・従業者またはその同居者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等の患者又はその疑いがある場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、施術に従事させてはならない。
- ・その他の感染症に罹患している場合は、適切な感染防止対策を行うこととする。
- ・開設者は従業者に定期的に健康診断を受診させ、健康状態を管理しておくこと。

5 お客様

- ・従業者はエステティック施術を行うにあたり、事前に感染症及び皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、薬を服用しているか、敏感肌であるか、その他エステティック施術を受ける障害のないことを、お客様に確認すること。
- ・従業者は、お客様がエステティック施術期間中に体調を崩したり、施術部位に異常を

生じたりした場合、直ちに施術を中止し、医師の診察を受ける等の適切な処置を実施すること。

6 施設・構造

- ・施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- ・施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- ・施設には、施術を行う施術室及びお客様の待合所を設けること。
- ・施設には、従業員の数に応じた適当な広さの、更衣等を行う休憩室を設けることが望ましい。
- ・施術室と待合所は、明確に区分されていること。
- ・施術室は、施術及び衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有すること。居住室、休憩室等の施術に直接関係ない場所から、隔壁等により完全に区分されていること。